

第4回 忠岡町第7期介護保険事業計画及び第8次高齢者福祉計画策定委員会 会議録

日時：平成30年1月31日（水）午後1時半～

場所：忠岡町役場 3階 研修室1・2

■会議次第

案件

1. 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画2018（素案：修正版）について
2. その他

■資料

資料：忠岡町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画2018（素案：修正版）

■出席者【委員】

行 貞 伸 二	大阪体育大学講師
高 見 晃 市	忠岡町自治会連合会会長
西 出 富 譽	忠岡町老人クラブ連合会会長
廣 部 尚 武	泉大津市医師会代表
寺 本 正 徳	忠岡町歯科医師会代表
辻 内 秀 美	泉大津薬剤師会代表
久 保 亜由美	忠岡町居宅介護支援事業者代表
上ノ山 幸 子	忠岡町社会福祉協議会会長
勝 元 芳 夫	忠岡町民生・児童委員協議会会長
森 野 良 勝	忠岡町国民健康保険運営協議会会長
角 田 龍 哉	大阪府和泉保健所代表
是 枝 綾 子	忠岡町議会福祉文教常任委員会委員長
石 原 廣 二	忠岡町身体障害者（児）福祉会代表
樋 口 早智子	忠岡町心身障害者（児）福祉会代表
大 津 雄 大	忠岡町介護福祉施設代表
中 谷 由 美	忠岡町福祉事業所連絡会会長

■欠席者【委員】

井 下 知 子 忠岡エイフボランタリーネットワーク副会長

■出席者【事務局】

和田町長

健康福祉部 東部長 いきがい支援課 泉元課長、仲岡、柳田

■出席者【コンサル／(株)ぎょうせい】

河野

■傍聴者

1名

事務局開催宣言

定刻になりましたので、始めさせていただきます。本日は委員の皆様方には、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまより第4回忠岡町第7期介護保険事業計画及び第8次高齢者福祉計画策定委員会を開催させていただきます。まずはじめに、行貞委員長よりご挨拶をお願いいたします。

委員長挨拶

町長挨拶

事務局

ありがとうございました。なお、今回は設置要綱第6条の規定により、定員の過半数の方に出席していただいておりますので、会議は成立していることを報告いたします。それでは議事進行につきましては、設置要綱第6条の規定により、委員長が議長となっておりますので、行貞委員長をお願いいたします。

委員長：それでは、次第にしたがいまして、会議を進めさせていただきます。案件1の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画2018（素案：修正版）について、事務局より説明をお願いいたします。

案件1. 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画2018（素案：修正版）について

・・・資料に基づき、事務局が説明（略）

委員長：説明は以上のとおりです。ただいまの説明につきまして、何か質問などございませんでしょうか。

委員：今の説明だけに対する質問なのかどうか。この素案に対する審議に入っているということなのか。

委員長：まずは、今ご説明いただいた内容に限ったご質問をお願いします。皆様からのご質問がなければ、後程全体についてお聞きします。

委員：今ご説明いただいたのは、介護保険料がこの金額になりますということで、その話をしているのか。あとでさせていただいたらいいのでしょうか。

委員長：介護保険料の算定に関することでしたら、ここで結構です。

委員：106ページに平成30年度から32年度までの、第7期の1号被保険者の基準額が1か月6,557円ということで、1,200円あまり第6期に比べて、24.1%くらいの値上げになる

かと思いますが、その算定プロセスは書いてありますが、細かくは書いてないので、説明では準備基金を全部使い切るのだから下げる要素がありませんということだけだったのですが、それ以外に値上げになる主な要因をちょっと教えていただきたい。1号被保険者の負担割合が22%から23%になりましたが、その1%増に相当するのはいくらになるのかも教えていただきたい。

事務局：今回の保険料算定にあたっては、第1号被保険者の負担割合が22%から23%になります。国から示されたワークシートで、22%で算定を行った時は、保険料が6,272円でしたので、1%増によって285円増ということになります。第6期の計画自体が基金を取り崩して保険料を設定しておりました。給付自体がほぼ100%を超える状況で、27年度、28年度、そして29年度もほぼ計画通りで動いており、計画で基金を取り崩すことになっていましたので、基金はゼロになります。基金が第6期の時には6,367万円くらいありましたが、それがそのまま残っていたとすると、407円の減額要素があったという形ですが、それがなくなっているということで、足しますと690円ほどの値下げができていないという形になっています。個々のサービスを見ましたが、計画書の53、54ページあたりですが、第6期の計画値と実績値について、29年度はまだですが、27年度と28年度について比較しています。54ページについて、サービス毎に見ますと、金額的に多いのが介護給付の要介護1から5の方になります。訪問介護は、計画から平成27年度で1,800万円ほど増えており、28年度においても3,000万円弱増えているという状況です。次の訪問入浴介護にしても、平成27年度は計画値を1,000万円ほど、28年度は1,300万円ほど超え、訪問系の給付費が増えているかと思います。通所系は、今回、小規模の通所は地域密着型通所介護といまして、地域密着型サービスのほうに28年度から移行していますので、ちょっと見にくいのですが、言うほどは増えていないかとは思っています。反対に、施設給付は計画よりは下がっている状況にはなっています。あと、予防も全体的に増えている状況で、第7期については、第6期の給付の推移を見て給付費を見込んでいますので、国からの計算式にあてはめて今回の保険料になったということになります。

委員：そうしたら、給付費が増えているということですが、高齢者が増えていくし、認定者も当然増えていくので、どこの市町村も同じではあると思うのですが、今、忠岡町は介護保険料は大阪府下で安いほうですか。下から7番目くらいとお聞きしたのですが、今度上がったなら、どの位の順位になるのでしょうか。

事務局：言われたように、今の保険料は下から7番目です。第7期、これからの保険料ですが、まだ各市町村が確定はしていませんが、調査の段階では、大阪府下で上から7番目という状況になっています。泉州地域では田尻町が一番上で、その次に忠岡町がくるという状況です。金額的には各市町村が条例として、きちんと上げていないのですが、今の段階ではそのようなことになっています。

委員：また、給付のことを絡めて話しをしていきたいと思っています。ありがとうございました。

委員長：他に、何かご質問などある方はいらっしゃいますでしょうか。それでは、本日もともと予定していた案件はここまでということですが、何かご質問などありましたら。

委員：前回お聞きした点は除いてとは思っていますが、75から76ページにかけてのボランティア・NPO活動の促進とか、地域福祉活動の促進というところですが、一番最後の高齢

者サポーター等の育成ということですが、「地域において介護予防を推進していく人材を育成し、介護予防のまちづくりを進めます。」とあり、計画では方向性ということですが、具体的には今、担当課ではどのようなことを考えているのでしょうか。

事務局：地域において介護予防を推進していく上では、地域に密着している社会福祉協議会が色々考えていることがあります。サロン活動を一部の地区で始めているとか、喫茶とか、活動に力を入れていただいていますので、そこで自主的にグループが発展していった、介護予防につながるような事業を展開していけたらということ、社協の事務局とも協議しているところです。それで、町全体として一気にできるかということ、地域の方々のご協力も必要ですので、できる地域から順番に進めていきたいということがあり、介護予防の教室を地域で行い、地域の方に自主的に集まっていただいて、介護予防の推進を図っていくかと、事務局レベルで話をしているところです。

委員：わかりました。具体的には、地域の集会所などで、介護予防の教室、体操したりなど、そういった取組をしていくということで、社協とか、民生委員の方々とか、色々な方々と協力してそれを進めていくということですね。そういった時に、忠岡町の果たす役割というか、町はどのように進めていくのか。例えば、流山市では補助金を出してそういったことをしやすくするとか、集会所の備品を揃えたり改修したりとか、そういったこともされていますが、忠岡町としてもやってくださいねと社協とか民生委員の方に言うだけではなく、忠岡町自身もそれを促進していく努力も是非やっていただきたいと思います。その点についてはいかがでしょうか。

事務局：地域支援事業でそういったメニュー項目も可能かと思っておりますので、こちらにも実際にやっていただける地域がございまして、こういう方向でやっていくというご相談にもものらせていただき、どれだけ資金が提供できるかわかりませんが、補助金の認められる範囲内で予算化していきたいと思っています。

委員：ありがとうございます。そういうふうにお金の面でも出していただくと促進できるのではないかと思います。それとインストラクターの方たちも、地域を回っていただいているとお聞きしていますが、人数が少ないので、それほど回れないということですので、介護福祉士の方もレクリエーションをされたりする技術を持っているということですので、多分お忙しいのでそういくことはできないかとは思いますが、地域の中で関心のある方で、そういった方を養成することは難しいのでしょうか。

事務局：介護予防になるような体操教室のリーダー的な育成ということですね。レクリエーション研修等の講習が開催されているとは思いますが、今のところはという講座にするかもわからない状況ですので、それについてお答えはできませんが、社会福祉協議会の福祉センターの中でやっている体操教室がありますが、その中で自主的なグループができている状況もあるので、その中でリーダーとなっていただけの方ができれば、それぞれの地域でも開催できるかなとは思っています。地域の中で中心になっていただく方が育っていくような形にはしたいとは思っていますので、そういう自主的なグループの活動には何らかの支援をしていきたいと思っています。

委員：介護予防に力を入れていかないと、どんどん介護保険料が上がっていく仕組みになっているので、これは真剣に考えないといけないですよと前回申し上げたので、こういった地域における介護予防事業というものを急がれているかと思うので、インストラクターの

方が講習に来て地域の方がそれを何人かが受けられるようにしていけばいいかと思うので、養成についても是非、講習というか研修についても実施していただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

委員：簡単に言うけど、お金も要る。

委員：福祉センターは大いに活用しています。健康になるようにということで、月1回講習をしていただいています。それを地域に広げるということで、青空でも歌体操をしたり、できるだけ健康寿命を延ばすように取り組んでおります。サロンも、なかなか福祉センターに足を運べない方が、地域で親睦を深めるということ、昨日も集会所でありましたし、そういう活動を徐々にやっております。できるだけ健康で介護保険を安くするということがモットーに、福祉センターでは進めています。また、ご尽力よろしくお願ひいたします。

委員：もう一点、前回は申し上げましたが、69ページから70ページにかけてのところの生活支援の充実というところで、これは介護保険計画ではなくて、高齢者福祉計画も含めた福祉の計画という観点から少し申し上げたいと思います。実はここの中で欠如しているところは、福祉的な所と言うと、経済的な支援という側面が非常に少ないので、それは明記した方がいいと申し上げたのですが、忠岡町が今現在、低所得者の方や高齢者に様々な減免をされている部分については、ここに載せてくださいと申し上げましたので、その点、再度申し上げておきたいと思います。それはいきがい支援課だけではなく、他の課にまたがっている制度まで載せるのかどうかということですが、そういった制度を忠岡町は実施して生活を支えています、経済的支援をしていますということは、是非明記していただきたい。また、同じことを言うかもしれませんが、固定資産税の減免、水道や下水道の基本料金の減免など、経済的な支援をして高齢者の生活支援をしていますというようなことを、是非載せていただけたらと、今やっていることだけでも載せていただきたいということ、意見として申し上げておきます。

もう一点だけ、78ページのところですが、前回は防災のことを言いましたが、今回は消費者被害の防止の対応の充実というところで、よくオレオレ詐欺とか悪徳の被害にあわないようにということで、ここに書かれているのは出前講座しか書いてないですが、出前講座に来ている方はあまりひっかからないのですが、出前講座に来ない方がひっかかるのだと思います。その点のところ、もう少し何か出前講座以外のものも必要ではないかなと。よく高齢者の方で、子どもだったら発達障がいや検診の時とか学校へ上がる前にわかって、色々訓練とかされますが、高齢者の時はそんなのが無かったので、なんでこんなことをするのだろうと思うような、そういう被害にあうのだろうというようなことが出て来ています。疑うことを知らない、人の話をすぐ信用するので、被害にあってしまうということもあるんで、そこを防犯の方と相談していただいて、どんなふうに具体的にするか考えていただかないといけないのではと思います。

委員：防犯と言っても、防犯は自治会で一生懸命やっている。忠岡町も一生懸命やってくれている。言うのは簡単、何でも。けれども地区に人材がいない。介護のことで、1人で10人くらいまかなわないといけないような時代になってきている。だから、何でも束ねて言うことは誰でも言える。

委員：忠岡町が色々なことを実施する時に、地域の自主防災とか自治会の方をお願いしている分がかなりあると思う。忠岡町も、もう少し町側の努力も必要ではないかということで、

出前講座だけでいいのですかということをお願いしている。出前講座で十分ならいいのですが、それで防止できるのですかということをお願いしている、それを一緒に考えましょうというのが、この委員会ではないでしょうか。意見を言うなという場ではないと思いますが。出前講座だけで事足りているかということ、そうではないですよということなので、考えていきましょう。

委員：色々なことをやっている時に参加していただくのが一番いいのですが、それが不可能な場合には、防犯の場合も、こういう事件がありましたというのは、回覧板で各家庭に回ります。だからどうしたらいいかというのは、できるだけ皆さん方で考えていただいて。

委員：防災にしても防犯にしても、自分で気を付けられるものは、注意しながらお互いに連絡を取り合いながら、町内の中で連絡し合ったらどうかと思うし、僕もそうしている。自力で防犯カメラを付けている人もいるし、それは個々に対応してもらわないと、みな町が全部するというのはしんどいと思う。今では年寄り4人か5人以上が若者に支えてもらわないといけない状況になっている。それも考えないといけない状況になっている。

委員：具体的に相談があったことがありましたので、ちょっと申し上げたのですが。高齢者のひとり暮らしの方ですが、今、インターネットの中で銀行に預けてもお金が増えないので、ここに投資したらお金が増えますよという、フィッシングみたいなことに、その方はパソコンも長けているし、そんなうまい話が、どこの誰かも分からないネット上のそんなものに、普通は投資しませんけども、その人はどんどん投資して、全部預貯金がなくなってしまった。そういう相談があったので、忠岡町の消費生活相談とかにも行ったようですが、そうなる前の啓発をもう少ししていただけたらということもあるので、特に高齢の方にはそういう情報も少し出してあげたらどうかと思いますので、啓発についてよろしく願いいたします。

委員：言われることはよくわかりませんが、限界があると思います。オレオレ詐欺に家内がひっかかりまして、タイミング的に息子が東京に単身赴任になった時期と重なり、電話で違約金を払わないといけなくなっていると。家内は息子の名前を言っているが、かけている相手は息子の名前を知りません。でも家内が息子の名前を言うので、息子の名前が知れてしまう。家内はそのあやしが分かっていない。何が言いたいかと言えば、いくら啓発しても、新聞紙上とか、広報とか常に見て、分かっている本人が引っかかる。実際には被害には寸前であっていませんが、これは町に啓発をしてくださいと言っても、やっています。その先ですね。我々当事者が引っかからない心であるかどうか。先程おっしゃったインターネットの投資の話でも、欲の心が、誤解のないようにしてほしいのですが、単純に欲がなければ、その話はおそらくどなたものらないと思う。わずかでも欲の心が働いて、多分投資に乗ったと思う。その人の心まで町は踏み込めませんし、管理もできません。だから、啓発というのはよくわかりませんが、実際問題としては、なかなか難しいところがあると思います。啓発は確かに大事です。私を感じるのは、個人が本当に自覚をされるようなあり方というのは、何かあるのでしょうかとおたずねするのが分かりやすいと思いますが、どうでしょうかね。

事務局：そうですね、詐欺の手口はどんどん進化して行って、人の心の隙間というか、欲であったり、家族がそういう状況になっているから何とかしないといけないという気持ちになった時に、その方が一人だからそんなことになってしまうのかなということがあって、どな

たかにこんな話があったと言った時には、詐欺ではないかということになるのかなと。自分一人で何でもしてしまわない。家族がいたら家族に話ができるでしょうが、ひとり暮らしで、ましてや家族が遠くにいたら、そういうことになってしまうことがあるのだと思います。それを近所の方でというのも、なかなか厳しい面があるかとは思いますが、個々の方に対して、孤立させないような形のまちづくりといえますか、啓発はこちらからもしていかないと、詐欺の手口もどんどん進化していきますので、それに合った啓発をこちらでも産業振興課にも申し伝えますので、そのへんはタイムリーな形で啓発ができたらと思っています。

委員：詐欺の話は相談しにくい。家族が悪いことをしている、相談しにくいことでお金がかかるとか、自分だけ抜け出て儲けようということで、相談しにくい内容をどうしてもネタにしていくと思うのですが、忠岡の中でこんなことがありましたよというのを、もうちょっと頻繁に回覧板で回したら。いつも大きなことは回ってきますが、こういう言いにくいことはなかなか大っぴらになりにくいので、隣の高月であったことを北出の人は知らないとかあると思うので、身近でこんなことがあったというのがあると。話のネタが拾えれば、ついでの際にでも載せてもらえれば。テレビとかインターネットは見ない人が多くても、回覧板は見てハンコも押さないといけないとかあるので、気がつくかなとは思いますが、作る人は大変ですが、読む人はためになると思います。

委員：公に出る話しか出ない。表に出るのは、警察に届け出たとか、そういう話が出る。回覧板も回る地域と、3か月経っても同じ所に留まっている地域がある。マンションなんかは、その人が出張で3か月もいなかったらそこで止まるので、半年も前のものが回る時もある。そのへんが難しい。掲示板もこの間の雨のようだったら、飛んでしまう。

委員：色々な詐欺問題もちょこちょこあります。竿竹を売りに来て、もう要らないと言っても、これだけ切ったから買えとか。泉大津市直轄の女性ばかりの活動がありますが、その中で実際にあったことを私らがコントでしていますが、町内でも聞いてみると、色々な問題がありますが、なかなか浸透するのが難しい。気がついた人が、お年寄り一人ひとりに注意してあげるようにしていただかないと、なかなかしにくい。その意味では、回覧板かなと。読んでもらえなかったら仕方がないですが。お互いに注意し合えるように、呼びかけるのが一番大事なかなと思っています。

委員：消費生活の相談とかで、被害届を出せなくても消費者センターにつなげてこう解決しましたとか、そういったものは出してもいいのでは。被害届を出したものの以外は出せないということではないと思いますが。

委員：個人のプライバシーがあるのでは。

委員：それは、触れない程度のもので、これは皆さんに共有したほうがいいという情報は、今までも出していると思いますので。やはり、情報の共有というか、周知の徹底という部分が大事だと思いますので。

委員長：ありがとうございます。すぐにでも実現できるようなことが出たと思います。私事ですが、ちょっと家を空けていた間に空き巣に入られたことがあって、空き巣は地域を狙っているということがあるので、空き巣に入られたという事実を近所に知らせたいが範囲が限られる。また、口コミは限界があるので、回覧板や掲示板というのは、有効なものであると感じました。他に何か。

委員：95ページの要支援・要介護認定者数の推計のところですが、平成32年が認定率23.0%と見込んでいますということですが、どのように認定率を見込まれたのでしょうか。

事務局：認定率については、過去の推移からとなりますが、実際には28年度、29年度は認定者数が下がっていることがあり、これは高齢化率と逆行しているので、この先の伸び率は計測しにくいものがありますが、過去の推移から見て伸びている状況を時期を見て、29年度から高齢化率も加味した上で、認定者数を推計したという形になっています。今回は29年度が下がっているので、推計しにくかったのですが、高齢化率を加味して推計したというところです。

委員：下がっているところで、今度は上がるという見込みは難しいかとは思いますが、大体65歳の方は受ける方がいらっしやらないけれども、後期高齢者の方の認定率は、80歳を超えたらかなり上がってくるかと思いますが、後期高齢者の方の人口は他の市とか府下とか、全国に比べて普通ですか。

事務局：特に後期高齢者の数を他市と比較したことはないのですが、申しにくいことはありますが、今後、65歳以上の高齢者自体はそんなに増えないというか、反対に減少傾向になっていく。65歳以上の人口は減っていきますが、後期高齢者は増えていくという状況になっています。ですので、高齢者の中でも後期高齢者が増えていくという状況になっていきます。こと細かに見てはいませんが、調整交付金の率から見て、他市と比べて忠岡町は高齢者の数が多いのかなと感じています。

委員：もう一つ最後ですが、今まで受けていた認定より下がったという方がいらっしやるということで、それはいきがい支援課に聞きましたら、それは大阪は要介護の認定率が全国の都道府県単位で比べても突出して高いと、厚労省からも下げなさいということで、認定の基準が変わったと。前にも申し上げましたが、要介護と要支援の違いはそんなにないはずですが、寝返りができるかとか、見守りの概念が変わって違うようになったとかいうことで、時間数が短くなって要介護から要支援に変わる方がいらっしやるということで、これも具体的に聞いたらそういうことをおっしゃっていたので、受けにくい状況になってきている。今後、要介護1、2も軽度ということで、今でも要介護3以上でないと施設には入所できないということで、だから軽度なんです。だから要介護1、2も総合事業に入れられるのではないかとということも検討されているということなので、考えると受けにくくなってきている介護保険。利用しようと思っても思うように利用できないのに、保険料だけがどんどん高くなっていくということで、これは介護を受けずにそのまま終わられる方が、先程認定率が22%ということでしたから、78%が受けずにお亡くなりになっていく、掛け捨てということなので、納得がいくだろうかということ。やはり保険料がこんなに一遍に高く上がるということなので、多分、パブリックコメントを取られるかと思いますが、説明が無くてパブリックコメントだけをしようと思ったら、なかなかしんどい、意見も出せないということになるので、住民説明会を開いていただきたいという風にも思いますので、これは要望しておきます。

委員長：今のご要望ということですが、他には何かございますか。ないようでしたら、これをもちまして閉会とさせていただきます。委員の皆様、ご協力ありがとうございました。

事務局：そうしましたら、先程もパブリックコメントのことがございましたが、2月の初旬からパブリックコメントを始めさせていただきます。ホームページ上と町内の機関に設置さ

せていただき、ご意見を頂戴する形をとります。2週間ちょっとという期間を取らせていただきます。次回ですが、3月6日の午後1時半からということで、予定しております。また、改めてご通知はさせていただきますが、予定の程よろしく願いいたします。出席委員の人数が少ないようですと困りますので、改めて調整させていただきます。

委員：パブコメについてのお知らせは、2月の広報に載るのでしょうか。

事務局：広報には載ります。詳しくはホームページとか各機関でお願いしますとしています。

計画自体は法定協議とかもございますので、今後、大阪府に提出してきちんと内容が盛り込まれているか加味していただき、それにより修正もあるかと思いますので、その辺りは次回の策定委員会にお示しできればさせていただきます。保険料につきましては、条例案になりますので、議会に上程させていただく形になりますので、よろしく願いいたします。それでは以上をもちまして、本日の第7期介護保険事業計画及び第8次高齢者福祉計画策定委員会を終わらせていただきます。本日はお忙しい中、委員の皆様方にはご出席いただきまして、ありがとうございました。